

編譯 『中國歷史文獻學史述要』

— 北宋における古代文獻注釋の變革 —

曾貽芬・崔文印 原著

山口謠司・石川薰・洲脇武志 編譯

一、劉敞『七經小傳』とその出現の意義

宋代の學者である王應麟は、「漢儒より慶曆間に至るまで、經を談ずる者は訓故を守りて鑿たず」と述べている。この時期は、特に唐人の「疏は注を破らず」（疏不破注）という方法が人々の思考を一層束縛し、古代文獻の注釋において新しいものを作り出すことは難しかった。このような状況は、仁宗の慶曆年間まで續き、劉敞の『七經小傳』の成立により、ようやく「章句注疏の學を守ること多し」という重苦しい局面が打開された。

『七經小傳』は、上中下の三卷に分かれ、上卷は『尚書』と『毛詩』を、中卷は『周禮』・『儀禮』・『禮記』と『春秋公羊傳』を、下卷は『論語』を収録している。形式から言えば、『七經小傳』はまるで劉敞の讀經札記のようであり、内容から言えば、經文の解釋でもあり、經文の校勘でもある。注目すべきことは、解釋であれ校勘であれ、劉敞は獨自の見解を持っており、先人の定説にこだわらなければかりか、たびたび先人に反論している。例えば、『尚書』武成

篇には「戊午、師 孟律を逾ゆ。癸亥、商郊に陳して、天の休命を俟つ」とあり、その僞孔傳には「河より朝歌に至るまで、出づること四百里。五日にして至るは、敵に赴くには宜しく速やかなるべし」とある。劉敞はこのような解釋は「非也」とし、「傳に曰く、紂 膠鬲をして師期を問はしむ。武王 告ぐるに甲子を以てす。武王 期を失して膠鬲の死するを恐れ、是に於いて亟やかに軍を行る。吏 曰く、少しく緩くするを請ふと。武王 可かずして、曰く、膠鬲は賢者也」と述べている。そして續けて「吾 此を以て傳經に見えずと雖も、而れども此の經を解するを以て合と爲す。夫れ王者の師は正にして奇ならず、人に乗ざるに險を以てせず、人を掩ふに不備を以てせざる者也。何を以て敵に赴くに宜しく速やかなるべけんや」と説明している。劉敞は、「王者の師」は正義の軍隊であり、至善で至不善を討伐しているのだから、相手の隙に乗じる必要はないし、急行軍で敵の意表をつく必要もないと考えた。武王が急行軍を必要とした原因は、甲子に必ず到着し、攻撃する期日を誤らないことを保障するためである。何故なら、期日を誤ったら、紂の使臣である膠鬲は、戦況について虚偽の報告をした罪を問われ、紂に死罪に處されるからである。武王の急行軍の目的は、膠鬲の生命の確保のみにあり、これは武王の正氣をさらに強調している。このような解釋は、僞孔傳の單純な軍事的解釋に反駁するだけでなく、より情理にかなっていることは明らかである。

『詩經』小雅に「伐木」という詩があり、毛傳は「伐木は六章、章は六句」（伐木六章、章六句）と斷定している。劉敞は「伐木は三章、章は十二句。一章の首毎に輒ち伐木と云ひ、凡そ三たび伐木と云ふ、故に當に三章なるべきを知る也。今 毛氏詩 六句に斷じて一章と爲す、蓋し誤れり」と述べている。「詩序」によれば、「伐木は、朋友故舊を燕する也。天子より庶人に至るまで、未だ友を須たずして以て成る者有らず。親を親しみて以て睦まじく、賢を友として棄てず、故舊を遺れざれば、則ち民徳 厚きに歸す」とあるが、「伐木」を考察してみると、劉敞の見解が正しいことは疑いない。「伐木」の第一章「木を伐伐ること丁丁たり、鳥鳴くこと嚶嚶たり」（伐木丁丁、鳥鳴嚶嚶）は、人を鳥に喩え

ており、鳥の鳴き聲でさえ「其の友を求むる聲あり」（求其友聲）なのであるから、人はなおよさらである。ここでは人には友情が必要であることをまとめて説明している。續く「木を伐ること許許たり」（伐木許許）と「木を阪に伐る」（伐木于阪）は、それぞれ「諸父」・「諸舅」および「諸兄弟」との友情について述べており、順序ははっきりしている。そのため、朱熹『詩集傳』は劉敞の説を採用して、「劉氏曰く、此の詩の章の首毎に、輒ち伐木と云ひ、凡そ三たび伐木と云ふ。故に當に三章と爲すべきを知る。舊六章に作るは誤りと。今其の説に従ひ之を正す」と述べている。實際のところ、朱熹以後、『詩經』に関する研究書や注釋書は、そのほとんどが劉敞の説を正しいものとしている。

劉敞の『論語』に関する解釋にも、前人が述べていない内容が多い。例えば、「禮の用は、和を貴しと爲す」（有子曰、禮之用和爲貴（學而篇））について、邢昺『論語注疏』は「和は樂を謂ふ也。樂は和同を主とす、故に樂を謂ひて和と爲す。夫れ禮勝れば則ち離る、所居和せざるを謂ふ也。故に禮は和を用ふるを貴び、離るるに至らざらしむる也」と解釋している。皇侃『論語義疏』にも、「和は即ち樂也」（和即樂也）とある。劉敞は「君の所謂可にして否有り、君の所謂否にして可有り、此れ之を和と謂ふ」と考えている。これは前人と異なる全く新しい解釋であり、確實にこれが正しいとは言えないが、この説は一家の言とするに足りる。

また、「宰豫晝寢ぬ。子曰く、朽木は彫るべからず……」（宰豫晝寢。子曰、朽木不可彫也……（公冶長篇））について、劉敞は「學者宰豫の過は輕きも仲尼之を貶すること重きを疑ふもの多きも、此れ深考の蔽に弗ざる也。古者君子は晝夜内に居らず、晝内に居れば則ち其の疾を問ふ。男女の節を異にする所以にして、人倫を厲しくする也。如使し宰豫法を廢し欲を縱にし、晝夜内に居れば、所謂男女の節を亂すなり。晝をして夜と作さしむは、大雅の幽厲を刺る、是也。仲尼安んぞ深く之を貶らざるを得ん。然らば則ち寢は當に讀みて内寢の寢と爲すべし。而して説く者蓋し誤りて眠寢の寢と爲す」と述べている。この孔子の發言については、以前から諸説入り亂れている。唐の韓愈は、

「晝寢」は「晝寢」の間違いであり、そのため、孔子には「朽木は彫るべからず、糞土の墻は朽るべからず」（朽木不可彫刻也、糞土之墻不可朽也）という嘆きがあったと考えている。劉敞の解釋は、主に「人倫を厲しくする」に注目し、一家の言を成しており、また理にもかなっている。

劉敞の『論語』解釋は、決しているいろいろ工夫を凝らしたのではなく、畫龍點睛型でその意味することを指し示すものである。例えば、「死生 命有り、富貴 天に在り」（死生有命、富貴在天（顔淵篇））という句について、前の句を「賢は必しも壽ならず、不肖は必しも夭ならず、是れ命也」と解釋し、後の句を「義を犯して以て富貴を謀ること無くば、則ち富貴は乃ち天に在るのみ。天は、之を原ぬるを知らず」と解釋している。皇侃『論語義疏』は、繆播の言を引用して、「死生は稟く所の性分、富貴は遭ふ所の通塞なり。人能く之を養ふに福を以てせしむも、稟く所をして身分せしむること能はず、分は易ふべからざるは、命也。能く道を修むるに待賈を以てするも、時に遭ふは必ずしも泰なること能はず、泰は必なるべからざるは、天也。天の言爲たる自然の勢運にして、主人の貴賤爲らざる也」と述べている。この二つの解釋を比較すると、劉敞の解釋が前者より明快であることがわかる。

劉敞の經書解釋は、決して意圖的に新機軸を出しているのではなく、前人の注釋を分析して、合理的なもの採用し、非合理的なものは捨て去っている。例えば、『左傳』（隱公 經元年）の「鄭伯段に鄆に克つ」（鄭伯克段于鄆）に關して、「都城 百雉を過ぐるは、國の害也」（都城過百雉、國之害也）という句（隱公 傳元年）がある。この句について、劉敞は「説く者曰く、百雉の城は、國を三にするの一也、子男に據りて言ふ也。又大曰く、大都是國を三にするの一、中は五の一、小は九の一を過ぎずと。然らば則ち、鄭伯を設け小都を建つるに、才かに方一百七十餘歩にして、豈に半里の地都を爲るべき者有らん。又た其の中大は計るに五百畝の田を過ぎざるのみ。城郭塗巷三分して一を去れば、則ち僅かに三百四十畝を得るのみ。宗廟社稷を建つるを如何せん。居民を如何せん。守御を如何せん。此れ人情の尤に近から

ざる者なり。『公羊』に云ふ、五板にして堵、五堵にして雉は是也」と述べている。舊注によれば、一方丈が一堵であり、一説には「三堵を雉と曰ふ」である。また、「八尺を板と爲し、五板を堵と爲し、五堵を雉と爲す」とも言われている。京城の大小はすでに規定されているため、五分の一や九分の一の比率で侯國を建てるのは不可能である。何故なら、劉敞の分析の通りならば、小さすぎて制度を運用することはできないからである。そのため、彼は『公羊傳』の解釋が正しく、ほかの解釋は取るに足らないと考えたのである。ここから、劉敞が具體的な分析を経た後で取捨の決定をし、その取捨のいづれにも根據があることがわかる。

『七經小傳』には校勘に關する内容もかなり多い。こうした校勘は、大部分が理校に屬しているが、非常に見識に富んでおり、參考するに足る。例えば、『禮記』喪服小記に、「王者 其の祖の自りて出づる所を禘して、其の祖を以て之を配し、而して四廟を立つ。庶子の王たるものも亦た之の如し」という文章があるが、劉敞は、その後にある「禮に、王たらざれば禘せず」（禮、不王不禘）という句は、「王者 其の祖の自りて出づる所を禘して」の前にあるべきだと考えている。この問題について、前人もすでに氣づいており、唐の孔穎達は「此の經は上下皆な服制を論ず。記す者不禘の事を亂録し、厠へて其の間に在るは、義例無き也」と指摘している。殘念ながら、孔穎達は「禮に、王たらざれば禘せず」が喪服制度を論じる文章の中に加えてあるのはめちやくちやで、「義例」がないと考えているが、これは「記す者 亂録す」の結果であり、原文もこの通りであると考えている。しかし、劉敞は、これは錯簡によるもので、この句は「王者 其の祖の自りて出づる所を禘して」の前にあるのが正しいと考えている。内容から言えば、劉敞の見方は道理にかなっているが、單に證據に缺けるため、修正を行なうのが難しいだけである。

『七經小傳』を通觀すると、優れた部分もあるし、考證不足を免れない部分もある。前者の例としては、季札が「小雅」の歌を聞いて「美しきかな。思ふも貳かず、怨むも言はず、其れ周徳の衰へたるか。猶ほ先王之遺民有り」と述べ

た部分に關する解釋がある。杜預注には「衰は小也。先王は、殷王也」⁽²⁾とあり、『文中子』には「季札焉んぞ樂を知らん。小雅は、周の盛也」⁽²⁾とある。劉敞は、杜預注と『文中子』は、「未だ其の眞を得ず」と考え、「思ふも貳かず、怨むも言はず、何ぞ殷の末王に關はるか。若し鹿鳴・魚麗を聞けば之を衰と謂ひ、又た何を以て季禮と爲すか。蓋し昔者周德既に衰へ、樂章錯亂し、太師其の人に非ず、小雅に自ら正雅有り、大雅に自ら變雅有るを知らずして、遂に誤りて凡そ變雅なる者を以て小雅と爲し、凡そ正雅なる者を大雅と爲す。而して季禮の聞く所は適皆な節南山の類にして故に周德の衰ふるの嘆き有るのみ」と述べている。劉敞は「孔子衛より魯に返り、然る後に樂正しく、雅頌各おの其所を得」の以前は、大小の「雅」は、明らかに「其所を得ず」だと考えた。そのため、「季札の聞く所の者は、皆な厲・宣・幽王の詩にして、當時の大師之を目して小雅と爲す者也。此れ其の怨むも言はずと稱す所以は、亦た宜しからずや」と述べている。このような分析と理解は、明らかに一定の道理があり、人を納得させるもので、『七經小傳』の優れた部分と言える。後者の例としては、『論語』憲問篇の「管仲を問ふ、曰く、人也」と「問管仲、曰く、人也」がある。劉敞は「人の上當に一字を失すべし。仲尼必ず直だ人と曰ふのみならず、彼れ人に非ず。而して管仲は乃ち獨り人と曰はんや。乃ち管仲の外に人に非ざる者を擧ぐるることなからん、是れ豈に仲尼の意ならんや。或ひは曰く、人は當に仁に作るべしと、亦た非也。管仲の功仁爲るのみ、仁の道は管仲の盡す所に非ず、仲尼も亦た輕しくは之に豫からず。荀子之を野人と謂へば、亦た非也。義合せず」と述べている。實際の所、この「人」は、劉敞が引用した、ある人の「人は當に仁に作るべし」が正しい。『論語』を通觀すると、このような用法は決して少なくない。例えば、學而篇の「泛く衆を愛して仁に親しむ」(泛愛衆而親仁)、雍也篇の「井に仁有り」(井有仁焉)は、いずれもこの用法である。特に管仲について孔子は何度も評論しており、『論語』憲問篇に「子曰く、桓公諸侯を九合するに、兵車を以てせざるは、管仲の力也。其の仁に如かんや、其の仁に如かんやと」(子曰、桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也。如其

仁、如其仁」とある。ここから、「人」の上に脱字があるという劉敞の言は根據がないことがわかる。これは考證不足の部分と言える。

最期に指摘しておきたいのは、『七經小傳』の價值は、その解釋の正確性の有無ではなく、古注に盲從せず大膽に新しいものを創ろうという氣風を開いたことにある。この點は、特に強調しておきたい。

二、王安石『三經義』など、およびその影響

『三經義』とは、『詩義』・『書義』そして『周禮新義』を指す。宋人によれば、「詩・書は蓋し元澤暨び諸門弟子の手より出づること多く、『周禮新義』の若きに至りては、實に丞相親ら之が爲に筆削する者なり」という。蔡條がかつて見た秘閣に收藏されている『周禮新義』の稿本の筆跡は、「猶ほ斜風細雨のごとし、誠に介甫の親書ならん」であつた。以上のことから、王安石は三經のなかでも『周禮』に最も力を入れていたとわかる。王安石は、ほかに『字說』や『老子注』を撰している。かつて王安石は、「孔子没して、道日以て衰熄し、浸淫漢に至りて、傳注の家作る。師爲るは則ち講有るも應無く、弟子爲る者は則ち讀有るも問無し。問を欲せざるに非ざる也。經の意此に盡くるが爲を以てなり。吾問無くして得べき也。豈に特だ問無く、又た將に思ひ無からんとす。思はんと欲せざるに非ざる也。經の意を以て此に盡すと爲す。吾以て思ひ無くして得べき也。夫れ此の如くんば、其の傳注なる者をして皆な已に善ならしむ。固より以て善く學ぶ者の口耳に足るも、其の心を善くするに足らず、況んや其れ不善有るをや。宜しく其の年を歷ること千を以て數へ、聖人の不明に卒するを經るべし。而して學者能く其の言をして以て世に施すこと莫き也」と述べている。傳注に對するこのような見解は、北宋の學者である孫復の見解と同工異曲である。孫復は「與范天章書」

の中で、「専ら王弼・韓康伯の説を守りて大易を求むるも、吾未だ其の能く大易を盡すを見ざる也。専ら左氏・公羊・穀梁・杜・何・范氏の説を守りて春秋を求むるも、吾未だ其の能く春秋を盡すを見ざる也。専ら毛萇・鄭康成の説を守りて詩を求むるも、吾未だ其の能く詩を盡すを見ざる也。専ら孔氏の説を守りて書を求むるも、吾未だ其の能く書を盡すを見ざる也」と述べている。彼らは異なった角度から、「傳注」という方法を墨守する前人に批判と疑問を提示している。このような批判と疑問は、漢唐の傳注に對する後人の盲信を打破していることは疑いない。これは、時代の變遷につれ、特に唐末の藩鎮割據、五代の分裂を経て宋王朝の統一中央集權が樹立されるに至り、儒教經典の解釋にも新しい要求が提示されたことを示している。王安石『三經義』は、こうした狀況の下で生まれたのである。

熙寧六（一〇七三）年、宋の神宗は、「擧人の對策、朝廷の早に經義を修め、義理をして一に歸せしむるを欲すると多し」という理由で、「王安石に詔して局を設け官を置き、詩・書・周禮を訓釋せしめ」、熙寧八（一〇七五）年、『書義』・『詩義』・『周官新義』が完成し、國子監が彫刻・刊行した。三書の内、『詩義』が二十卷、『書義』が十三卷、『周官新義』が二十二卷となっている。今日、『書義』と『詩義』は散逸したが、輯本があり、その一斑を窺うことができる。『周官新義』は、『永樂大典』に収録されているため、ほぼ完全に今日まで流傳している（『永樂大典』は、清初にすでに殘缺があったため、『新義』の中の「地官」と「夏官」兩卷はなく、現存するのは十六卷である）。

以前の傳注と比較することで、『三經義』の注釋の特徴を見いだせる。例えば、『周禮』卷二に「八則を以て都鄙を治む」（以八則治都鄙）という一句があるが、鄭玄は「都の所居を鄙と曰ふ。則是、亦た法也。典・法・則是用ふる所異なれば、其の名を異にする也。都鄙は、公卿大夫の采邑、王の子弟食ふ所の邑なり」と解釋している。賈公彦の「疏」は、補足や新しい解釋を加えておらず、鄭注に満足していることは明らかである。王安石『周官新義』は、「書に曰く、邦を建て都を設くと。春秋に曰く、齊人我が西鄙を伐つと。都鄙は、其の邑都有るを以て、故に之を都と謂ふ。其の

王國の鄙に在るを以て、故に之を鄙と謂ふ。都鄙、王の子弟・公卿大夫食ふ所の采地也³⁰と解釋している。この二つの解釋は、いずれも「都鄙」は、公卿大夫および王の子弟の采邑と考えているが、鄭玄の解釋は論理性に缺けており、しかも矛盾し合っている。例えば、鄭玄は「都之の所居を鄙と曰ふ」と述べているが、何故、「都鄙」が公卿大夫および王の子弟の采邑なのか、簡單すぎて意味がつかめない。王安石の解釋は、それとは異なる。王氏は、まず『尙書』說命篇と『左傳』僖公二十六年春の記載を引用して、都と鄙の語源を探り、特に、邑都は「王國の鄙に在り、故に之を鄙と謂ふ」と指摘している。このように、「都鄙」が王の子弟、公卿大夫が所領する采地であることが比較的明確に解釋されている。

また、『周禮』には、所謂「六典」が邦國を治め、「八法」(「法」はもと「灋」に作る)が官府を治め、「八則」が都鄙を治めるといふ言葉がある。鄭玄は「典、常也、經也、法也」と解釋している(注：「則、亦法也」とも言う。上述した例に見える)。王安石は、以下のように解釋を加えている。

典の字は册に従ひ刀に従ふ。册に従ふは則ち大事を載するが故也。刀に従ふは則ち尊びて之を刀する也。則の字は貝に従ひ刀に従ふ。貝に従ふは利也、刀に従ふは制也。灋の字は水に従ひ廌に従ひ去に従ふ。水に従ふは則ち水の物爲るや地に因りて曲直を爲し、器に因りて方圓なり、其の變に常無し、而して常に以て平を爲すべし。廌に従ふは則ち廌の物爲るや不直を去る者なり。去に従ふは、則ち灋は將に以て取る所有る也。然らば則ち典・則・灋は詳略知るべし。王の邦國を治むるは則ち班常なるのみ。故に典を以てす。典は、其の大、常なるを言ふ也。都鄙を治むるは則ち揆る所有らしむ。特だに班常ならざるのみ。故に則を以て、焉を揆る所有らしむ者也。官府を治むるは則ち悉なり、故に灋を以てす。灋は則ち之が制曲と爲して之が防非を爲すを事とし、特だ揆る所有らしむるのみ……³¹

ここでは、王安石は、明らかに、できる限り造字の本義を通して典・則・法を區別し、そこから「治邦國」、「治都鄙」、「治官府」の相違を明確にしている。このような解釋は、全體的に、鄭玄のあいまいな解釋より確實に大きく前進するとともに、賈公彦の解釋よりはるかにわかりやすい。

以上の二例を見ると、王安石『周官新義』は、古籍の解釋において、際立った特徴を有している。それは、まず語源に遡ってから論述している點である。したがって、語源の追求は、基本的に二つの内容を含んでいる。一つは、歴史事實を通してその字の適切な意味を理解すること、もう一つは、漢字の結合を分析してその字の造字の本義を探ることである。「鄙」という字を例に挙げれば、王安石は、『左傳』の「齊人我が西鄙を伐つ」（齊人伐我西鄙）という言に基づき、「鄙」は、ここでは邊邑の意味であり、鄭玄が言う「都の所居を鄙と曰ふ」（都之所居曰鄙）ではないことを確定している。鄭玄の解釋に従った場合、「都鄙」が何故、公卿大夫および王の子弟の采邑であって王國の都ではないのか、理解するのは不可能である。ここでは、王安石の「其の邑都有るを以て、故に之を都と謂ふ。其の王國の鄙に在るを以て、故に之を鄙と謂ふ」により、ようやく、「都鄙」が公卿大夫および王の子弟の采邑である理由が、かなり明確に解釋されている。ここから、王安石がまさしく歴史事實を通して「鄙」の適切な意味を把握することによって、ようやく前人の解釋を越えたことがわかる。また、漢字の結合の分析から始めて、字の本義を探ることは、本來決して良い方法とは言えないが、漢字の造字の特徴に合っている。残念ながら、王安石は、傳統的な指事、象形、形聲、會意、轉注、假借という六書を捨て去り、彼の『字說』に基づいて字義を分析しており、ときどき、こじつけすぎている部分もある。邵博『邵氏聞見後錄』には「王荊公 晩に字を喜悅す。客曰く、羈字 何を以て西に従ふと。荊公 西の方域に在りて殺伐を主るを以て、累言すること數百なるも休まず。或る人いふ、霸は雨にひ、西に従はざる也と。荊公 隨ひて輒ち曰く、時雨の之を化するが如きのみ」とある。ここから、字義の分析は、王安石が生涯字句を解釋するときに最も好ん

で用いた方法であり、年を重ねるにつれてますます好むようになったことがわかる。ただし、上述の例で解釋した通り、確かにこじつけている。もちろん、邵博は王安石を低く評價しており、その記載に誇張があるのはやむを得ない。しかし、具體的な典・則・法についての解釋は、こじつけの要素も免れないが、基本的に道理にかなっている。

王安石は、「詩・禮は以て相ひ解するに足る」と提唱した。彼は、「答吳孝宗（字は子經）書」の中で、「又天子經以爲へらく、詩・禮は以て相ひ解すべからずと。乃ち某の學の如きは、則ち惟だ詩・禮のみ以て相ひ解すに足る、其の理の同じきを以の故也」と述べている。王安石のこの主張は確かに正しい。言うまでもなく、『詩經』と『周禮』は、いづれも西周の當時當地の歴史的産物であり、反映しているものは、全て西周の社會状況である。したがって、兩者を用い、相互に證明と解釋を行なえば、きわめて適切なものになる。例えば、『詩經』幽風「七月」の「一之日于貉す」（二之日于貉）と「二之日其れ同にす」（二之日其同）について、鄭玄は「其同と云ふは、君臣及び民因りて兵を習ひ俱に田に出ずれば也」と述べ、王安石は「唯だ田、國人竭作す、故に同と曰ふ」（唯田、國人竭作、故曰同）と述べている。『周禮注疏』卷十一を調べると、「唯だ田と追胥とは竭作す」とある。この部分について、賈公彥は、「唯だ田と追胥とは竭作すとは、田は田獵を謂ひ、追は寇を逐ふを謂ひ、胥は盜賊を伺捕するを謂ふ。竭は、盡也。作は、行也」と解釋している。王安石の解釋は、明らかに『周禮』のこの部分に基づいており、單に「追胥」を「國人」に改めているだけである。王安石がこのように改めたのは、故意に原文を改竄しようとしたのではない。實際には、「國人」の方が、かなり總括的かつ通俗的でわかりやすく、「追胥」が比較的難解なためである。特に基本的な意味から言えば、改めても決して原文と矛盾しておらず、古人の文獻引用の通例と合っている。また、『詩經』小雅「雨無止」の「正大夫離居し、我が勤を知る莫し」（正大夫離居、莫知我勤）という句について、王安石は「正大夫」を解釋して、「周官八職、一に正と曰ふ、六官の長、是也」（周官八職、一曰正、六官之長、是也）と述べている。八職とは、正・師・司・旅・

府・史・胥・徒である。八職は、「正」が最初である。ここから、この詩句の王安石の解釋は、完全に『周禮』に基づいていることがわかる。

以上の二例を見ると、王安石は、ほとんど『周禮』の原文を直接に引用して詩義を解釋している。ときには、原文を引用せず、單に『周禮』に記載される意味に基づき、意味を擴大して論述している。例えば、「桃夭」の「桃の夭夭たる、灼灼たる其の華」（桃之夭夭、灼灼其華）という句について、王安石は「桃は仲春に華く、以て昏姻の時を記す」（桃華于仲春、以記昏姻之時）と解釋している。『禮記』月令を調べると、「仲春の月、……始めて雨水あり、桃始めて華く……玄鳥 至る、至るの日、太牢を以て高禘を祠る……」とあり、鄭玄は「玄鳥は、燕也。燕は生を施す時を以て來りて、人の堂宇に巢くいて孚乳す。嫁娶の象也……」と解釋している。この詩の三つの章は全て、「之の子于に歸ぐ、其の室家に宜しからむ」（之子于歸、宜其室家）、「其の家室に宜しからむ」（宜其家室）、「其の家人に宜しからむ」（宜其家人）で終わり、繰り返し詠嘆し、確かに婚姻の事實は存在しているため、王安石が『禮記』月令の記載に基づき、意味を擴大して解釋したことは道理に合っている。

王安石の『詩』解釋は、『周禮』のほか、戦國諸子の説も用いている。例えば、「出車」の「我 我が車を出す、彼の牧に于いてす」（我出我車、于彼牧矣）という二句について、王安石は「古者 兵は民に隠し、而して馬は則ち野に牧す。兵車の出づるや、則ち車を以て牧地に就く也」と解釋している。王安石のこの見解は、ほぼ『荀子』卷十九 大略篇に基づいている。荀子は「天子 諸侯を召せば、諸侯 輿を輦し馬に就くは、禮也。詩に曰く、我 我が輿を出す、彼の牧に于いてす……」と述べており、まさしく王氏が解釋した詩である。まさしく荀子の言は、この二句の注釋にあたるため、王安石に用いられたことがわかる。

王安石の『詩』解釋のもう一つの特徴は、「詩序」を信じている點である。『詩』の「大序」・「小序」の作者に關し

ては、これまで諸説紛々とし、定論がなかった。一般的に、孔子が講義したとき、まず簡潔かつ概括的な言葉で一首の「作意」を指摘し、それから解説を行なったと考えるのが、情理にならなっている。孔子のこうした簡潔にまとめられた言葉は、轉々と傳授され、遅くとも漢代には、文字による記録が作られた。これがいわゆる『詩』の「大序」「小序」である。それらは、漢代および漢代以前のかなりの學者の『詩』三百篇に對する基本的な見方と理解を示している。王安石は「詩序」を信用し、しかもそれに基づいて『詩』を解釋している。本來これは學術的觀點の問題であり、責められる點は全くない。しかし、王安石は、この問題においてかなり固執した態度を示しており、こじつけを免れない解釋もある。例えば、「卷耳」の「卷耳を采り采り、頃筐に盈たず、嗟我人を懷ひて、彼の周行に置く……」（采采卷耳、不盈頃筐、嗟我懷人、置彼周行……）は、本來、女性が兵役に行つた夫を懷かしんで、卷耳を採る氣にもなれず、一心に「嗟我人を懷」うという様を描いている。しかし、「詩序」には「卷耳は、後妃の志也。又た當に君子を補佐し、賢を求め官を審らかにし、臣下の勤勞を知るべし。内に賢を進むるの志有りて、而して險詖私竭の心無く、朝夕思念して、憂勤に至る也」とあり、王安石も「卷耳を采り采りとは、一采に非ず、而して乃ち盈たざるに至るは、以て其の志賢を進むるに在りて、卷耳を採るに在らざる也」と述べる。基本的に「詩序」の繰り返しであり、語るべき新意はどこにもない。

『三經義』の中の『尚書義』は、その著作『字說』と同様であつたと考えられ、清代の學者である蔡上翔の考證によれば、「大いに元祐黨人の手により葬られ、故に後世に傳無し。惟だ洪範傳のみ、以て臨川集百卷の中に入れられ幸ひにして存す」であつたという。そのため、我々は「洪範傳」からだけではあるが、『尚書義』のおおよその状況を推測することができる。

王安石「洪範傳」は、總合説明に似ている。一句、或いは一段を單位として、原文に内在する意味を示す。一般的に

は大意だけを説明し、語句の解釋は行なわない。例えば、「八政。一に食と曰ひ、二に貨と曰ひ、三に祀と曰ひ、四に司空と曰ひ、五に司徒と曰ひ、六に司寇と曰ひ、七に賓と曰ひ、八に師と曰ふ」⁴⁸について、王安石は、「何ぞや」と書いて問いを立て、次のように解釋している。「食貨は、人の相ひ生養する所以也。故に一に食と曰ひ、二に貨と曰ふ。相ひ生養するの道有れば、則ち孝を鬼神に致さざるべからず、而して其の自る所を忘れざるを著す、故に三に祀と曰ふ。相ひ生養する所以の道有りて其の自る所を忘れざるを知りて、然る後に能く其の居を保つ、故に四に司空と曰ふ。司空は民を居らしむ所以なり。民其の居を保ちて、然る後に教ふべし、故に五に司徒と曰ふ。司徒は民を教ふ所以なり。之を教へて率ならずして、然る後に之を俟つに刑戮を以てす、故に六に司寇と曰ふ。食貨より司寇に至りて、内を治むる者具はれり。故に七に賓と曰ひ、八に師と曰ふ。賓は外治に接する所以、師は外亂に接する所以也。食貨より賓師に至るまで、官有りて以て之を治めざるは莫し。而して獨り司空、司徒、司寇のみを曰ふは、官を言へば則ち以て物の官有るを知り、物を言へば則ち以て官の物有るを知らば也」⁴⁹。

この傳を見ると、王安石が強調したのは八政の順序關係であり、しかも、前の六政が「内治」で、後の二政が「外治」であることを明確に指摘していることがわかる。八政の關係を述べると同時に、解釋の必要な語句について、ついでに必要な説明を行なっている。例えば、「司空は民を居らしむ所以」、「司徒は民を教ふ所以」などがそうである。そのほか、王安石は、この文章の書き方の特徴（義例とも言う）について、説明を加えている。例えば、「食貨より賓師に至るまで、官有りて以て之を治めざるは莫し」について、司空・司徒・司寇だけを取り上げて、この例のみを擧げる意味は、「以て物の官有るを知り」と「以て官の物有るを知らば也」だとしている。以上をまとめれば、王安石「洪範傳」は、内容の詳述を主としており、語句の解釋も行なっているが、それは主要なものではないということである。

すでに述べた通り、『三經義』は熙寧八（一〇七五）年に完成し、國子監が刊刻して全國に頒布した。まもなく、王

安石は鐘山に隱居し、研究や學問を行う時間がかなりあったため、『三經義』の誤りや不適切な部分を見つけ、訂正するよう朝廷に上書した。この問題について、多くの人が非難している。例えば、邵博は「三經義の如きは學官に頒すること數年の後、又た自ら其の是に非ざる者を列ね、奏して易去を請ふ。古人の懸諸日月不刊の説を視るに、豈に學者を誤たざらんや」と述べている。このような非難に對し、清の學者である蔡上翔は強く反駁し、「夫れ前人の著書、後の人猶ほ起きて其の非是を議する者有り。如使し時を同じくする人之を議して、己即ち從ひて之を改むるは、獨り從前の虚懷を見るのみならず、亦た當身一大の幸事と爲す也。況んや己に自ら之を知りて自ら爲に之を改むるをや。所謂懸諸日月不刊の者、當に是の如きなるべけんや」と述べている。また蔡上翔は、こうした非難は「惟だに治體を識ざるのみならず、亦た學術を函養すること甚だし」だと考えている。實際、王安石が體現しているものは、實を重んじる優れた學風である。王安石は、學術を絶えず改善していると言える。南宋の著名な詩人である陸遊によれば、彼の先人は「楚公尤も毛詩を愛し、注字も皆な能く暗誦す。門生或ひは注疏を輕ずるを見て、嘆じて曰く、吾治平中に金陵に至り、王介甫に『詩正義』一部有りて案上に在るを見るに、掲處は悉く己に漫壞穿穴す。蓋し繙閱すること頻りに致す所ならん。介甫書を觀て、一たび目を過ぐれば盡く能く記す、然るに猶ほ此の如し」といふ。王安石が學問に力を注いでいたことがよく窺える。「乞改三經義誤字札子」の第二道から、王安石が修正を要求した部分は、明らかな書き間違いや刻工の誤りであり、また經義に關する釋文であつたことが容易にわかる。例えば、『尚書』皋陶謨の「按見其惡」は、「按其見惡」に作るのが正しいし、『周禮』小宰の「其財用」の「其」は、「共」に作るのが正しい。これらは、いづれも偶然の誤りや刻工の誤りである。また、『詩』北風のもととの解釋は「北は以て其の威を言ひ、雨雪は以て其の虐を言ふ。涼は、氣也。喑は、聲也。雩は蓋し聚を言ひ、霏は蓋し散を言ふ。氣の被る所は近く、聲の加ふる所は遠し、聚まれば則ち一方なるのみ。散ずれば則ち加へざる所無し。此れ其の威虐を爲すこと、後は前より甚だしきを言ふ

也」であつた。以上の六十三文字は、全て削除され、以下の文章に代えられた。「北風の寒たるや以て涼と爲り、北風の厲たるや以て嗜と爲る。此を以て其の威を爲すを言ふ。雨雪の散たるや以て雩と爲り、雨雪の集たるや以て霏を爲る。此を以て其の虐を爲すを言ふ」。前後を比較すると、もとの解釋は、紋切り型でこじつけており、しかも原文と切り離されている嫌いがある。修正後の解釋は、明らかに缺陷が取り除かれ、詩の意味をきちんと解釋している。注目すべき點は、詩の意味の理解から言えば、二つの解釋は、ほぼ一致しているが、修正後の釋文の方がさらに明確・率直になっていることである。これは、少しもおろそかにすることなく學術を絶えず改善しようとする王安石の精神を十分に體現している。

三、餘論

宋の吳曾は、その著作『能改齋漫錄』の中で、「慶曆以前、學者は文辭を尙び、章句注疏の學を守るもの多し。劉原父の七經小傳を爲るに至りて、始めて諸儒の説に異なる。王荊公の經義を修むるは、蓋し原父に本づく²⁹と云へり」と述べている。晁公武『郡齋讀書志』卷四『七經小傳』の條も、上記の言を引用し、さらに、これは「元祐史官」の言であると述べている。晁公武は「予原父の伊尹湯を³⁰相けて桀と伐たんとし、昇ること³¹阨自りすを説くの類を觀るに、經義は之を剽取すること多し。史官の言、良に誣³²ならざる也」とも述べている。實際の所、劉敞の著書と王安石の著書を對比すると、吳曾と晁公武の見解は大いに檢討に値するものである。第一に、古籍、特に經書のために注釋するという主旨や精神という觀點から言えば、王安石と劉敞は古注を盲信せず、大膽に新しいものを創り出すという點において、確實に同じ流れを汲んでいる。この意味から言えば、王安石『三經義』を作成して、「蓋し原父に本づく」というのは、

全く道理がないわけではない。第二に、本章の冒頭で指摘した通り、劉敞『七經小傳』は、まるで讀經札記のようであり、經文の解釋も經文の校勘などもある。その規模は王安石の著書よりかなり劣っており、言い換えれば、王安石『三經義』の内容は、『七經小傳』をはるかに上回っている。王安石が『三經義』の中で劉敞のいくつかの見解を採用していると言うのなら、これは實際の状況と合致している。しかし、もしそれを理由に王安石『三經義』は「原父に本づく」、更には「之を剿取すること多し」と言うのなら、それは實狀と相反しており、全く億説にすぎない。第三に、特に強調すべきことは、王安石が經書解釋の過程で、前人のいくつかの見解を採用したのは、全く正常なことであり、非難されるいわれはないことである。

王安石『三經義』は、劉敞『七經小傳』の後に續く、比較的規模が大きく、しかもかなり系統立てられた經書解釋の專著である。『三經義』は、漢唐の傳注に對する後人の盲信を徹底的に打破し、新しい學風を切り開いている。このような學風は、もう訓詁に固執することなく前人の著述を解釋すると同時に、大膽に自己の見解と主張を述べている。『三經義』は、王安石の變法の失敗とともに光彩を失い、次第に人々に忘れ去られたが、南宋になると、王安石の政治主張に賛同しない一部の學者、例えば朱熹などが、經書を解釋するとき、ときどき『三經義』の見解を引用している。こういった學者たちは、王安石の名前に代えて「或曰」や「王氏曰」という表記を多用しているが、『三經義』の影響は、ここからその一斑を容易に窺える。

注

(1) 『困學紀聞』卷八經說「自漢儒至於慶曆間、談經者守訓故而不敢」。

(2) 『郡齋讀書志』卷四「元祐史官謂、多守章句注疏之學、至敵始異諸儒之說、後王安石修經義、蓋本於敵」。

- (3) 【經】戊午，師逾孟律。癸亥，陳于商郊，俟天休命。【孔傳】自河至朝歌，出四百里。五日而至，赴敵宜速。
- (4) 【七經小傳】上「非也。傳曰，紂使膠鬲問師期。武王告以甲子。武王恐失期而膠鬲死，於是亟行軍。史曰，請少緩。武王不可，曰，膠鬲賢者也。吾以此傳雖不見經，而以解此經爲合。夫王者之師正而不奇，不乘人以險，不掩人以不備者也。何以赴敵宜速哉。」
- (5) 【七經小傳】上「伐木三章，章十二句。每一章首輒云伐木，凡三云伐木，故知當三章也。今毛氏詩斷六句爲一章，蓋誤矣。」
- (6) 【詩經】小雅 鹿鳴之什 伐木 詩序「伐木，燕朋友故舊也。自天子至于庶人，未有不須友以成者。親親以睦，友賢不棄，不遺故舊，則民德歸厚矣。」
- (7) 【詩集傳】卷三「劉氏曰，此詩每章首輒云伐木，凡三云伐木，故知當爲三章。舊作六章，誤矣。今從其說正之。」
- (8) 邢昺《論語注疏》「和謂樂也。樂主和同，故謂樂爲和。夫禮勝則離，謂所居不和也。故禮費用和，使不至於離也。」
- (9) 【七經小傳】下「君所謂可而有否焉，君所謂否而有可焉，此之謂和。」
- (10) 【七經小傳】下「學者多疑辛豫之過輕而仲尼貶之重，此弗深考之蔽也。古者君子不晝夜居於內，晝居於內則問其疾。所以異男女之節，厲人倫也。如使辛豫廢法縱欲，晝夜居於內，所謂亂男女之節。俾晝作夜，大雅之幽·厲，是也。仲尼安得不深貶之。然則寢當讀爲內寢之寢。而說者蓋誤爲眠寢之寢。」
- (11) 【野客叢書】卷二十八 退之註論語「聞見祿曰，張籍祭韓退之詩曰，魯論未訖註，手足今微茫。是退之嘗有論語註而未成也。今世所傳幸我晝寢作晝，三月不知肉味，三月作音，是其所註者。」
- (12) 【七經小傳】下「賢不必壽，不自不必夭，是命也。無犯義以謀富貴，則富貴乃在天而已。天者，不可知之原。」
- (13) 死生者所稟之性分，富貴者所遭之通塞。人能命養之以福，不能令所稟易分，分不可易，命也。能修道以待賈，不能遭時必泰，泰不可必，天也。天之爲言自然之勢運，不爲主人之貴賤也。
- (14) 【七經小傳】中「說者曰，百雉之城，三國之一也，據子男而言也。又曰，大都不過三國之一，中五之一，小九之一。然則，設鄭伯建小都，才方一百七十餘步，豈有半里之地可爲都者。又其中大計不過五百畝之田耳。城郭涂巷三分去一，則僅得三百四十畝。如何建宗廟社稷。如何居民。如何守御。此不近人情之尤者。『公羊』云，五板而堵，五堵而雉是也。」
- (15) 【春秋左氏傳】隱公 傳元年 杜預注「方丈曰堵，三堵曰雉。」
- 【春秋左氏傳】隱公 傳元年 疏「許慎五經異義戴禮及韓詩，說八尺爲板，五板爲堵，五堵爲雉。」
- (16) 王者禘其祖之所自出，以其祖配之，而立四廟。庶子王亦如之。

(17) 『禮記正義』喪服小記「禮不王不禘」の疏「此經上下皆論服制。記者亂錄不禘之事、廁在其間、無義例也。」

(18) 『七經小傳』中「喪服小記曰、禮、不王不禘。此一句當在前文王者禘其祖之所自出之上。脫誤在後爾。」

(19) 『春秋左氏傳』襄公傳二十九年「美哉。思而不貳、怨而不言、其周德之衰乎。猶有先王之遺民焉。」

(20) 同右 杜預注「衰、小也。先王、殷王也。」(補注一)

(21) 季禮焉知樂。小雅、周之盛也。(補注二)

(22) 『七經小傳』上「予謂、一子說皆未得其真。何者、思而不貳、怨而不言、何關殷之末王乎。若聞鹿鳴魚麗而謂之衰、又何以爲季禮乎。蓋昔者周德既衰、樂章錯亂、太師非其人、不知小雅自有正雅、大雅自有變雅、而遂誤以凡變雅者爲小雅、凡正雅者爲大雅。而季禮所聞適皆節南山之類、故有周德衰之嘆耳。」

「後至仲尼自衛反魯、乃始分雅頌各得其所。由仲尼而雅頌各得其所、則仲尼以前大小雅不得其所矣。故季札所聞者、皆厲宣幽王之詩、而當時太師目之爲小雅者也。此其所以稱怨而不言、不亦宜乎。」

(23) 『七經小傳』下「人上當失一字。仲尼必不直曰人而已、彼非人。而管仲乃獨曰人乎。不乃管仲外舉非人者、是豈仲尼之意也。或曰、人當作仁、亦非也。管仲之功爲仁耳、仁之道非管仲所盡、仲尼亦不輕豫之。荀子謂之野人、亦非也。義不合。」

(24) 『鐵圍叢談』卷三「詩書蓋多出元澤賢諸門弟子手、至若周禮新義、實丞相親爲之筆削者。」

(25) 同上「猶斜風細雨、誠介甫親書。」

(26) 『書義』洪範傳後「孔子沒、道日以衰熄、浸淫至於漢、而傳注之家作。爲師則有講而無應。爲弟子則有讀而無問。非不欲問也。以經之意爲盡於此矣。吾可無問而得也。豈特無問、又將無思。非不欲思也。以經之意爲盡於此矣。吾可以無思而得也。夫如此、使其傳注者皆已善矣。固足以善學者之口耳、不足善其心、況其有不善乎。宜其歷年以千數、而聖人之經卒於不明。而學者莫能資其言以施於世也。」

(27) 『宋元學案』卷二「專守王弼、韓康伯之說而求於大易、吾未見其能盡於大易也。專守左氏・公羊・穀梁・杜・何・范氏之說而求於春秋、吾未見其能盡於春秋也。專守毛萇、鄭康成之說而求於詩、吾未見其能盡於詩也。專守孔氏之說而求於書、吾未見其能盡於書也(以上「與范天章書」)」

(28) 『續資治通鑑長編』卷二四十三 神宗熙寧六年三月庚戌條「庚戌、試特奏名進士。上以特奏名人闡茸、而多與官害治。又言學校法終當革。王安石曰、此餘事、恐久遠須立法。命知制誥呂惠卿兼修撰國子監經義、太子中允・崇政殿說書王雱兼同修撰。先是、上諭執政曰、今歲南省所取多名舉人、士皆趨義理之學、極爲美事。王安石曰、民未知義、則未可用、況士大夫乎。上曰、舉

- 人對策、多欲朝廷早修經義、使義理歸一。乃命惠卿及秀、而安石以判國子監沈季長親嫌、固辭秀命、上弗許。已而又命安石提舉、安石又辭、亦弗許。【原注】「丁卯、舊紀書詔王安石設局置官、訓釋詩、書、周禮義、卽此事也、今不別出。」
- (29) 都之所居曰鄙。則、亦法也。典、法、則所用異、異其名也。都鄙、公卿大夫之采邑、王子弟所食邑。
- (30) 『周官新義』卷一「書曰、建邦設都。春秋曰、齊人伐我西鄙。都鄙者、以其有邑都焉、故謂之都。以其在王國之鄙也、故謂之鄙。都鄙、王子弟、公卿大夫所食之采地也。」
- (31) 『周官新義』卷一「典之字從册從刀、從册則載大事故也、從刀則尊而刀之也。則之字從貝從刀。從貝者利也、從刀者制也。灋之字從水從馬從去。從水則水之爲物因地而爲曲直、因器而方圓、其變無常、而常可以爲平。從馬、則馬之爲物去不直者。從去、則灋將以有所取也。然則典、則、灋詳略可知矣。王之治邦國則班常而已。故以典。典、言其大、常也。治都鄙則使有所揆焉。不特班常而已。故以則、使有所揆焉者也。治官府則悉矣、故以灋、灋則事爲之制曲、爲之防非、特使有所揆而已……。」
- (32) 『周官新義』卷一「以其有邑都焉、故謂之都。以其在王國之鄙也、故謂之鄙。」
- (33) 『邵氏聞見後錄』卷二十「王荊公晚喜悅字。客曰、羈字何以從西。荊公以西在方域主殺伐、累言數百不休。或人、霸從雨、不從西也。荊公隨輒曰、如時雨化之耳。」
- (34) 『臨川先生文集』卷七十四「又子經以爲、詩禮不可以相解、乃如某之學、則惟詩禮足以相解、以其理同故也。」
- (35) 『詩經』幽風七月 鄭箋「云其同者、君臣及民因習兵俱出田也。」
- (36) 【經】唯田與追胥竭作。田謂田獵、追謂逐寇、胥謂同捕盜賊。竭、盡也。作、行也。
- (37) 『禮記』月禮「仲春之月……始雨水、桃始華……玄鳥至、至之日、以太牢祠于高禘……」。【鄭注】「玄鳥、燕也。燕以施生時來、巢人堂宇而字乳。嫁娶之象也……」。
- (38) 古者兵隱于民、而馬則牧于野。兵車之出、則以車而就牧地也。
- (39) 天子召諸侯、諸侯輦輿就馬、禮也。詩曰、我出我輿、于彼牧矣……。
- (40) 『詩經』國風 周南 卷耳 詩序「卷耳、後妃之志也。又當補佐君子、求賢審官、知臣下之勤勞。內有進賢之志、而無險設私竭之心、朝夕思念、至於憂勤也」。
- (41) 采采卷耳、非一采、而乃至于不盈者、以其志在進賢、不在於采卷耳也。
- (42) 『王荊公年譜考略』卷二十「大葬於元祐黨人之手、故後世無傳。惟洪範傳、以入於臨川集百卷中幸存」。
- (43) 『尚書』洪範「八政。一曰食、二曰貨、三曰祀、四曰司空、五曰司徒、六曰司寇、七曰賓、八曰師」。

(44) 何也。食貨、人之所以相生養也。故一曰食、二曰貨。有相生養之道、則不可不致孝於鬼神、而著不忘其所自、故三曰祀。有所以相生養之道而不知其所自、然後能保其居、故四曰司空。司空所以居民。民保其居、然後可教、故五曰司徒。司徒所以教民。教之不率、然後俟之以刑戮、故六曰司寇。自食貨至於司寇、而治內者具矣。故七曰實、八曰師。實所以接外治、師所以接外亂也。自食貨至於實師、莫不有官以治之。而獨曰司空、司徒、司寇者、言官則以知物之有官、言物則以知官之有物也。

(45) 『邵氏聞見後錄』卷二十一「如三經義頒於學官數年之後、又自列其非是者、奏請易去。視古人懸諸日月不刊之說、豈不誤學者乎。」
(46) 『王荊公年譜考略』卷二十一「夫前人著書、後之人猶有起而議其非是者。如使同時人議之、而已即從而改之、不獨見從前虛懷、亦爲當身一大幸事也。況已自知之而自爲改之。所謂懸諸日月不刊者、不當如是耶。(中略)不惟不識治體、亦鹵莽學術甚矣。」

(47) 『家世舊聞』上「楚公尤愛毛詩、注字皆能暗誦。見門生或輕注疏、嘆曰、吾治平中至金陵、見王介甫有詩正義一部在案上、揭處悉已漫壞穿穴。蓋繙閱頻所致。介甫觀書、一過目盡能記、然猶如此。」

(48) 北以言其威、雨雪以言其虐。涼者、氣也。喑者、聲也。雩蓋言聚、霏蓋言散。氣之所被者近、聲之所加者遠、聚則一方而已。散則無所不加。此言其爲威虐、後甚於前也。

(49) 北風之寒也而以爲涼、北風之厲也而以爲喑。此以言其爲威。雨雪之散也而以爲雩、雨雪之集也而以爲霏。此以言其爲虐。

(50) 『能改齋漫錄』卷一注疏之學「慶曆以前、學者尚文辭、多守章句注疏之學。至劉原父爲七經小傳、始異諸儒之說。王荊公修經義、蓋本于原父云。」

(51) 予觀原父說伊尹相湯伐桀昇自陲之類、經義多剽取之。史官之言良不誣也。

(補注)

(補注一) 當該箇所の杜預注には「哀、小也。謂有殷王餘俗、故未大哀」とある。

(補注二) 『文中子』卷七述史篇には「吳季札曰、小雅、其周之衰乎。幽、其樂而不淫乎。子曰、孰謂季子知樂。小雅、烏乎衰、其周之盛乎。幽、烏乎樂、其勤而不怨乎」とある。